

【マイナンバー法の概要(主要ポイント)】文責：河東岩夫(平成 27 年 04 月 30 日付)改訂版
JIPDEC「マイナンバー事業者編ガイドライン解説」緊急セミナー(平成 27 年 01 月 14 日付)資料から抜粋、一部、加筆
(1)個人情報保護法(以下、保護法という)との違い

		保護法	マイナンバー法(番号法)
適用除外		個人の数が過去 6 ヶ月以内に 5,000 を超えない者	なし
利用	利用範囲	定めなし(企業側で自由に設定)	厳しく制限(法定)
	利用目的の変更・目的外利用	ある程度、認められている 例)利用目的の変更と公表で可	厳しく制限 例)事前に本人が同意しても不可
提供	第三者提供	ある程度、認められている 例)事前に本人が同意した場合	厳しく制限 例)事前に本人が同意しても不可
	同上(オプトアウト方式)	認められる	認められない
	第三者への委託	認められる	同左
収集・保管		「利用」と同じ	「提供」と同じ
データベースの作成		制限なし	厳しく制限
安全管理措置		生存者の個人情報が対象	死者の個人番号も対象
罰則		直罰規定なし	直罰規定あり (間接罰規定(検査妨害等)についても保護法より法定罰が重い)

(2) 同上罰則の比較

行為	保護法	マイナンバー法
個人番号関係事務又は個人番号利用事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	－	4 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金又は併科(67 条) (両罰規定(77 条 1 項)あり)
上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人情報を提供又は盗用	－	3 年以下の懲役若しくは 150 万円以下の罰金又は併科(68 条) (両罰規定あり)
情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者又は従事していた者が、当該事項に関する秘密を漏洩又は盗用	－	3 年以下の懲役若しくは 150 万円以下の罰金又は併科(69 条)
人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃盗、施設への侵入、不正アクセス等により個人番号を取得	－	3 年以下の懲役又は 150 万円以下の罰金又は併科(70 条) (両罰規定あり)
委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金(56 条)	2 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金(73 条)(両罰規定あり)
委員会に対する、虚偽の報告、虚偽の資料提出、検査拒否等	30 万円以下の罰金(57 条)	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金(74 条)(両罰規定あり)
偽りその他不正な手段により個人番号カード等を取得	－	6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金(75 条)(両罰規定あり)

注)・個人番号利用事務実施者⇒マイナンバー(個人番号)を使って、番号法別表第一や条例で定める行政事務を処理する国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人などのこと。個人番号関係事務実施者⇒法令や条例に基づき、個人番号利用事務実施者にマイナンバーを記載した書面の提出などを行う者のこと。例えば、税の関係であれば、国税庁長官(税務署)、都道府県知事や市町村長(税務担当)が個人番号利用事務実施者となり、これらの機関にマイナンバーを記載した源泉徴収票や支払調書などを提出する民間事業者などが個人番号関係事務実施者となる。

・両罰規定⇒業務主たる法人の代表者や従業員、または業務主たる人の代理人や使用人そのほかの従業員が違反行為をした場合に、直接の実行行為者のほかに業務主たる法人または人をも罰する旨の規定。現在では業務主処罰規定および法人処罰規定のほとんどがこの形式をとる。

(3) 保護法、ガイドライン、法令における条項の比較

プロセス	保護法(該当箇所)	番号法ガイドライン(該当箇所)	番号法
取得	・利用目的の特定(15 条) ・適正な取得(17 条) ・利用目的の通知(18 条)	第 4-3-(1)個人番号提供の要求---求める根拠	14 条
		第 4-3-(2)個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限	15 条 19 条 29 条 3 項
		第 4-3-(3)収集・保管制限	20 条
		第 4-3-(4)本人確認	16 条

プロセス	保護法(該当箇所)	番号法ガイドライン(該当箇所)	番号法
安全管理措置	・安全管理措置(20 条) ・従業者の監督(21 条) ・委託先の監督(22 条)	第 4-2-(1) 委託の取扱い	10 条 11 条
		第 4-2-(2) 安全管理措置 別添: 特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編)	12 条 33 条 34 条
保管	・正確性の確保(19 条) ・保有個人データに関する事項の公表等(24 条)	第 4-3-(3) 収集・保管制限	20 条
利用	・利用目的による制限(16 条) ・利用目的の通知等(18 条 3 項)	第 4-1-(1) 個人番号の利用制限	9 条 29 条 3 項 32 条
		第 4-1-(2) 特定個人情報ファイル作成の制限	28 条
提供	・第三者提供の制限(23 条；番号法では適用除外)	第 4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限	15 条 19 条 29 条 3 項
開示・訂正・利用の訂正	・開示、訂正等、利用停止等(25～30 条；利用停止等(27 条)は番号法では読み替え)	第 4-4 第三者提供の停止に関する取扱い	29 条 3 項
廃棄	・該当条文なし	第 4-3-(3) 収集・保管制限	20 条

(4) 委託の取扱い

事項	要件
必要かつ適切な監督	1) 委託先の適切な選定： 委託先において番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。 [具体的な確認事項]： 委託先の設備、技術水準、従業員（注）に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等が挙げられる。 2) 安全管理措置に関する委託契約の締結： [契約内容]： ①秘密保持義務、②事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止、③特定個人情報の目的外利用の禁止、④再委託に おける条件、⑤漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、⑥委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、⑦ 従業員に対する監督・教育、⑧契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込まなければならない。また、 これらの契約内容のほか、特定個人情報を取り扱う従業員の明確化、委託者が委託先に対して実地の調査を行うこと ができる規定等を盛り込むことが望ましい。 3) 委託先における特定個人情報の取扱状況の把握：
再委託	1) 再委託の要件(10 条 1 項)： 個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者は、委託者の許諾を得た場合に限り、再委 託をすることができる。 2) 再委託の効果(10 条 2 項)： 再委託を受けた者は、委託を受けた者とみなされ、再委託を受けた個人番号利用事務等を行うことができるほか、最 初の委託者の許諾を得た場合に限り、その事務を更に再委託できる。更に再委託をする場合も、その許諾を得る相手 は、最初の委託者である。したがって、甲→乙→丙→丁と順次委託される場合、丙は、最初の委託者である甲の許諾 を得た場合に限り、別の事業者丁に再委託できる。なお、乙は丙を監督する義務があるため、乙・丙間の委託契約の 内容に、丙が再委託する場合の取扱いを定め、再委託を行う場合の条件、再委託した場合の乙に対する通知義務等を 盛り込むことが望ましい。 3) 再委託先の監督(11 条)： 甲→乙→丙→丁と順次委託される場合、乙に対する甲の監督義務の内容には、再委託の適否だけではなく、乙が丙、丁 に対して必要かつ適切な監督を行っているかどうかを監督することも含まれる。したがって、甲は乙に対する監督義務 だけではなく、再委託先である丙、丁に対しても間接的に監督義務を負うこととなる。

注) 従業員とは、事業者の組織内にあって直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいう。具体的には、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事、派遣社員等を含む。

(5)安全管理措置

趣旨：				
事業者は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損(以下、情報漏えい等という)の防止等のための安全管理措置の検討に当たり、次に掲げる事項を明確にすることが重要である。 1)個人番号を取り扱う事務の範囲 2)特定個人情報等の範囲 3)特定個人情報等を取り扱う事務に従事する従業者(以下、事務取扱担当者という)				
事務取扱担当者の明確化：				
・ 部署名(〇〇課、〇〇係等)、事務名(〇〇事務担当者)等により、担当者が明確になれば十分であると考えられます。ただし、部署名等により事務取扱担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名する等を行う必要があると考えられます(A10-1)。 ・ 個人番号関係事務に関連する一連の業務の中で、個人番号関係事務と他の事務を区別し、個人番号関係事務実施者を限定する必要はありません。事業者が適切に「事務の範囲の明確化」、「事務取扱担当者の明確化」を行った上で、その明確化した事務・担当者の範囲を超えて個人番号の利用等ができないようアクセス制御等を行い、必要かつ適切な監督・教育を行えば十分であるという趣旨です(A19-1)。				
組織的安全管理措置：取扱規程等に基づく運用⇒取扱規程等に基づく運用状況を確認するため、システムログ又は利用実績を記録する。				
[手法の例示]：記録する項目としては、次に掲げるものが挙げられる。 ・ 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録 ・ 書類・媒体等の持出しの記録 ・ 特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録 ・ 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等 ・ 特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況(ログイン実績、アクセスログ等)の記録				
[削除・廃棄についての各ガイドラインの比較]：				
事項	経産省ガイドライン	金融庁実務指針	P マーク	番号法ガイドライン
削除・廃棄	△望まれる	◎義務的	○保存期間の設定は義務的*1	◎義務的
同上の記録	△望まれる	◎義務的	△望まれる	◎義務的*2
[システムログ又は利用実績の保存期間]：システムで取り扱う情報の種類、量、システムを取り扱う職員の数、点検・監査の頻度等を総合的に勘案し、各自が適切に定なければならない(A14-1)。存在自体が情報漏えい等の事案の抑止や対策のために利用する目的からすれば、少なくとも、情報監漏えい等を発見する契機となる定期点検や監査が終了するまでは保存する必要がある。				
[情報漏えい等事案に対応する体制の整備]：				
経産省ガイドライン	金融庁実務指針	P マーク	番号法ガイドライン	
事故又は違反への対処：義務的 下記の手法：望まれる	義務的	義務的	情報漏えい等事案に対応する体制の整備：義務的 下記の対応：例示	
事故又は違反への対処を同上措置の一環として講じなければならない	漏えい事案等に対応する体制の整備と漏えい等発生時に実施しなければならない事項は次のとおり	個人情報の漏えい、滅失又はき損が発生した場合に備え、次の事項を含む対応手順を確立し、且つ、維持しなければならない(3.3.7)	情報漏えい等の事案の発生時に、次のような対応を行うことを念頭に、体制を整備することが考えられる	
〈望まれる手法〉 ・ 事実調査、原因の究明 ・ 影響範囲の特定 ・ 再発防止策の検討・実施 ・ 影響を受けた可能性のある本人への連絡 ・ 主務大臣等への報告 ・ 事実関係及び再発防止策等の公表	〈整備すべき体制〉 ・ 対応部署 ・ 漏えい事案等の影響・原因等に関する調査体制 ・ 再発防止策・事後対策の検討体制 ・ 自社内外への報告体制 〈漏えい時に実施すべき項目〉 ・ 監督当局等への報告 ・ 本人への通知等 ・ 二次被害の防止・類似事案の発生回避等の観点からの漏えい事案等の事実関係及び再発防止策等の早急な公表	・ 当該漏えい、滅失又はき損が発生した個人情報の内容を本人に速やかに通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くこと ・ 二次被害の防止、類似事案の発生回避などの観点から可能な限り事実関係、発生原因及び対応策を遅滞なく公表すること ・ 事実関係、発生原因及び対応策を関係機関に直ちに報告すること。	・ 事実関係の調査及び原因の究明 ・ 影響を受ける可能性のある本人への連絡 ・ 委員会及び主務大臣等への報告 ・ 再発防止策の検討及び決定 ・ 事実関係及び再発防止策等の公表	

注)*1⇒審査基準(3.4.3.1)では、保存期間の設定は義務的であるが、保存期間は事業者がリスクを負って設定するものであり、永久保管と定めても不適合ではない。

*2⇒システムログ又は利用実績として残すことは例示(任意)であるが、物理的安全管理措置の一環として何らかの形で当該書類を残すことが必要である(個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する)。

(6) 事前の対策

1) 個人番号を利用する目的を洗出し、書面・社内掲示板・就業規則等に目的とともに取得することを明記する。
2) 対応が必要な帳票等を洗出し、利用目的の説明資料を用意する。
3) 番号法は個人番号を取扱う全ての事業者を対象にしている。又、保護法の特別法の位置付であるため、当該規定が優先して適用される。
4) セキュリティ・プロセスの両面でリスクを分析する。 ・税理士等第三者へ個人番号関連情報を委託する場合、契約を確認し、自社が監督者として振る舞えるかどうかを確認する。 ・パッケージソフトの場合、個人番号対応というだけでなく、セキュリティ面もしっかり確認する。 管理区域(特定個人情報ファイルを取扱う情報システムを管理する区域)と取扱区域(特定個人情報を取扱う区域)を明確にし、安全管理措置を採る必要がある。
5) クラウド利用の場合、自社が監督者として振る舞えるかどうかを確認する。
6) 事業者には特定個人情報評価を行う必要であるが、中小規模事業者には特例的対応が認められている。但し、委託業務を取扱う場合、100 以下の事業者であっても中小規模事業者に該当しない(例：税務。社会保険関連のアウトソーシング、給与計算代行等)。

注) 中小規模事業者⇒従業員の数が 100 人以下、事務での取扱う個人番号が少なく、又、特定個人情報等を取扱う従業員が限定的である(保護法でいう個人情報取扱事業者に該当しない)事業者をいう(但し、特定個人情報等の取扱等を明確化する、事務取扱担当者の変更となった場合、確実な引継ぎを行い責任ある立場の者が確認することは必要である)。なお、保護法の改正により、全ての事業者が個人情報取扱事業者に該当する可能性がある。